

製品起因による事故ではないと判断した案件(案)

該当事案無し

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考	参考情報
1	A201400562 平成26年11月28日(福島県) 平成26年12月9日	凍結防止用ヒーター (水道用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●事故品について調査の結果、他社製であることが判明したことから、当該事業者は報告義務者ではないと判断した。		○使用場所 自宅床下 ○調査の結果、他社製品であることが判明し、平成27年8月13日に管理番号A201500312として受理。資料5-(3)No.60にて審議予定。
2	A201500162 平成27年5月25日(千葉県) 平成27年6月9日	バッテリー(ノートパソコン用)	(火災) 当該製品をノートパソコンに接続して使用中、当該製品及び当該ノートパソコンを焼損する火災が発生した。	●事故品について調査の結果、当該製品の輸入事業者は特定できないと判断された。このため、当該事業者が報告義務者でなかったと判断した。		○使用場所 自宅内 ○事故原因についてはNITEで調査中。